

第二次意見素案 2 について

全日本ろうあ連盟

頁と行	原文	変更又は追加した文案 (追加した文字は赤字下線)	理由
10 頁 19 行目	<p>【言語・コミュニケーションの保障】</p> <p>日常生活及び社会生活において、多くの障害者が必要な言語又はコミュニケーション手段を使用することに多くの困難を経験しているが、その問題の深刻さが省みられることは少なかった。しかしながら、今日の情報化社会において、改めて、コミュニケーションに困難を経験している障害者が障害のない者と等しく人権が保障されるよう、言語には音声言語及び手話等の非音声言語が含</p>	<p>【言語・コミュニケーションの保障】</p> <p>日常生活及び社会生活において、多くの障害者が必要な言語を使用し又はコミュニケーション手段を<u>利用</u>することに多くの困難を経験しているが、その問題の深刻さが省みられることは少なかった。<u>そのため</u>、今日の情報化社会において、改めて、コミュニケーションに困難を経験している障害者が障害のない者と等しく人権が保障されるよう、言語には音声言語及び手話等の非音声</p>	<p>言語の何を確認し、何を保障すべきかをより明確にするために修正した。</p>

第 28 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

	<p>まれることを確認するとともに、情報に等しくアクセスでき、その情報の意味を等しく理解することのできる必要な言語又はコミュニケーション手段が保障されるべきである。</p> <p>コミュニケーションを保障するための必要な手段には、言語、言語を起点とする音声・筆談・点字・文字表示・わかりやすい言葉・拡大文字・指文字、また実物や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達、手話・要約筆記・指点字・触手話・手書き文字・朗読などの通訳者や説明者等の人的支援、補聴援助システムその他の情報支援技術を利用した補助代替的手段を含む。</p>	<p>言語が含まれることを確認するとともに、<u>等しく情報にアクセスしてその情報の意味を理解し、等しく情報を発信するために必要な言語の使用</u>、又はコミュニケーション手段の<u>利用</u>が保障されるべきである。</p> <p>コミュニケーションを保障するための必要な手段には、言語<u>及び</u>言語を起点とする音声・筆談・点字・文字表示・わかりやすい言葉・拡大文字・指文字、また実物や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達<u>がある</u>。また、手話・要約筆記・指点字・触手話・手書き文字・朗読などの通訳者や説明者等の人的支援、補聴援助システムその他の情報支援技術を利用した補助代替的手段を含む。</p>	
--	---	--	--

第 28 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

<p>3 1 頁 1 5 行目</p>	<p>【一般の職業紹介サービス等の利用】 障害者が障害のない者と平等に労働及び雇用に参加できるようニーズに応じた適切な職業紹介サービス等の提供を確保するには、限られた特定の機関で提供される障害者を対象とした特別な職業紹介サービス等だけではなく、身近にある一般市民を対象とした通常の職業紹介サービス等が障害者にとってインクルーシブでアクセシブルでなければならない。また、生涯にわたりキャリア形成の機会が確保されな</p>	<p>【一般の職業紹介サービス等の利用】 障害者が障害のない者と平等に労働及び雇用に参加できるよう<u>個別の</u>ニーズに応じた適切な職業紹介サービス等の提供を確保する<u>ため</u>には、限られた特定の機関で障害者を対象とした特別な職業紹介サービス等を<u>提供されるだけ</u>でなく、一般市民を対象とした<u>身近にある</u>通常の職業紹介サービス等を障害者<u>も等しく利用でき</u>るようにしなければならぬ。また、生涯にわたりキャリア形成<u>ができるよう機会を</u>確</p>	<p>一般市民を対象にした通常の職業紹介サービスを受けることが必要であることをより明確にしたいため修正した。</p>

第 28 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

	ければならない。	保 <u>し</u> なければならない。	
47頁15行目	<p>【相談におけるコミュニケーションの確保】</p> <p>相談において、手話、点字、筆談、要約筆記、指点字等をはじめ、知的障害・発達障害においても、一人ひとりに対応したコミュニケーション手段を活用するなど、多様なコミュニケーション手段を求めに応じて確保すべきである。</p>	<p>【相談におけるコミュニケーションの確保】</p> <p>相談において、手話、点字、筆談、要約筆記、指点字等<u>の使用</u>をはじめ、知的障害・発達障害においても、一人ひとり<u>の個別ニーズ</u>に対応したコミュニケーション手段を<u>利用</u>する<u>ことができるよう</u>、多様なコミュニケーション手段を、求めに応じて確保すべきである。</p>	<p>コミュニケーション手段の活用内容をより明確にしたいがために修正した。</p>

第 28 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

<p>60頁10行目</p>	<p>基本理念で述べたように、日常生活及び社会生活において、多くの障害者が必要な言語又はコミュニケーション手段を使用することに困難を経験しているが、その問題の深刻さが省みられることは少なかった。それ故に、コミュニケーションに困難を抱える障害者が障害のない者と等しく人権が保障されるために必要な措置が講じられなければならない。</p>	<p>基本理念で述べたように、日常生活及び社会生活において、多くの障害者が必要な言語を使用し、又はコミュニケーション手段を利用することに困難を経験しているが、その問題の深刻さが省みられることは少なかった。それ故に、コミュニケーションに困難を抱える障害者が障害のない者と等しく人権が保障されるために必要な措置が講じられなければならない。</p>	<p>他の用語との整合を図った。</p>
<p>60頁15行目</p>	<p>【必要とする言語及び多様なコミュニケーション手段の利用】 国及び地方公共団体は、すべての障害者に情報へのアクセスとコミュニケーションを権利として保障するため、障害者</p>	<p>【必要とする言語の使用及び多様なコミュニケーション手段の利用】 国及び地方公共団体は、すべての障害者に情報へのアクセスとコミュニケーションを権利として保障するため、障害者</p>	<p>他の用語との整合性をはかったため。</p>

第 28 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

	<p>が必要とする言語の使用及びコミュニケーション手段の利用を可能にする支援の確保やそれにかかわる人材の養成等、必要な措置を講ずるべきである。</p>	<p>が必要とする言語の使用及びコミュニケーション手段の利用を可能にする支援の確保やそれにかかわる人材の養成等、必要な措置を講ずるべきである。</p>	
	<p>【情報提供における障害者の参加】 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びにコンピューターなどの情報通信機器の製造等を行う事業者は、役務の提供並びに機器の製造等のプロセスにおいて障害者の意見を聴取する機会を設け、もって障害者の利用の便宜を図るべきである。</p>	<p>【情報提供における障害者の参画】 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びにコンピューターなどの情報通信機器の製造等を行う事業者は、役務の提供並びに機器の製造等のプロセスにおいて障害者が参画する機会を設け、もって障害者の利用の便宜を図るべきである。</p>	<p>参画は、意見聴取の他に開発し製造する工程に主体的に参加することの意味が含まれるので修正した。基本法改正の理念である「障害者の参画」に合致しているため。</p>

第 28 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

<p>72頁14行目</p>	<p>選挙等に関する情報提供や投票行為にかかる環境整備については、点字及び音声による選挙公報等の発行が十分にされていないことや、政見放送において字幕、手話の付与が十分にはなされていない等、障害者が情報を得ることが困難な状況がある。また、重度の在宅障害者等が対象になる郵便投票が「自筆」を条件としていることや投票所までの又は投票所内のアクセスや必要な配慮の確保など、多くの不備が指摘されている。</p>	<p>選挙等に関する情報提供や投票行為にかかる環境整備については、点字及び音声による選挙公報等の発行が十分にされていないことや、政見放送において字幕、手話の付与が十分にはなされていない等、障害者が情報を得ることが困難な状況がある。また、重度の在宅障害者等が対象になる郵便投票が「自筆」を条件としていることや投票所までの又は投票所内の<u>移動及び情報</u>アクセスや必要な配慮の確保など、多くの不備がある等、<u>公正かつ適切な選挙の実施の観点で大きな問題</u>が指摘されている。</p>	<p>総務省の指摘を踏まえて、公正な選挙の実施の観点で問題があることを追加した。なお、「投票所内のアクセス」とは、移動アクセス、情報アクセスの両方が含まれる。</p>
----------------	--	--	---

第 28 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

<p>7 4 頁 1 行目</p>	<p>【司法に係る手続と必要な配慮】 国及び地方公共団体は、障害者が被疑者、被告人、受刑者等の直接の当事者の場合において、少年事件の手続き、捜査（取調べ、実況見分、逮捕等）、公判、判決、刑の執行、受刑を含む拘禁手続き、民事事件における口頭弁論、証拠調べや判決手続き等、手続き全般にわたって、障害者の特性に応じた手続き上の配慮が必要であり、そのために必要な措置を取らなければならないが、障害者が参考人、証人、裁判員、傍聴者など間接的な関わりを持つ場合においても、同様の措置が行われなければならない。</p>	<p>【司法に係る手続と必要な配慮】 国及び地方公共団体は、障害者が被疑者、被告人、受刑者等の直接の当事者の場合において、少年事件の手続き、捜査（取調べ、実況見分、逮捕等）、公判、判決、刑の執行、受刑を含む拘禁手続き、民事事件における口頭弁論、証拠調べや判決手続き等、手続き全般にわたって、障害者の特性に応じた手続き上の配慮が必要であり、そのために必要な措置を取らなければならない。<u>また、</u>障害者が参考人、証人、裁判員、傍聴者など間接的な関わりを持つ場合においても、同様の措置が行われなければならない。<u>さらに、</u> <u>障害の特性に応じた配慮のた</u></p>	<p>文を区切って読みやすくした。 司法に係る手続きと必要な配慮のために係る費用を負担することを求められることを防止するために追加した。</p>
-------------------	--	--	---

第 28 回障がい者制度改革推進会議 意見提出書式

		<u>めに係る費用を障害当事者が負担することなく国及び地方公共団体が負担すべきである。</u>	
12頁5行目	手話等が言語であることを確認するとともに、必要な言語の使用及びコミュニケーション手段の利用が保障されること	<u>言語には音声言語とともに手話等の非音声言語が含まれることを確認し、</u> 必要な言語の使用及びコミュニケーション手段の利用が保障されること	「推進会議の認識」に入っている文と同じほうがよりはっきりとした意味になるので修正した。